

(農地法4条・5条届出のみ記入)

誓約書

農地法4条、5条の届出の提出にあたり、次の事項を遵守することを誓います。

- 1 農地内の取水用水路が存在している場合は、ヒューム管設置による水路の確保により周囲の農地の取水や排水に影響がないように造成します。
- 2 転用地の周辺にある町道用排水路の修繕について全面的に協力します。
- 3 町の指示に従い、側溝、護岸、橋梁等について保全対策に協力します。
- 4 家屋等の建設については、事前に建築確認申請を届け出て許可を得てから施行します。

年 月 日

譲受人（申請人） 住所

氏名

印

北方町農業委員会会長 殿